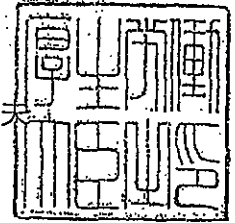




厚生労働省発食安0207第1号
平成23年2月7日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

平成23年2月15日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会
分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
添加物部会長 若林 敬二

食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会添加物部会報告について

平成23年2月7日付け厚生労働省発食安0207第1号をもって厚生労働大臣から諮問された、下記の事項について、当部会において審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

消除予定添加物名簿に関する部会報告書

1. 概要

平成 22 年 5 月 18 日に公示した「消除予定添加物名簿」(80 品目) に対して提出された訂正申出書を精査したところ、25 品目(別添 1) について、その申出に理由が認められたことから、当該 25 品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの 55 品目(別添 2) を「既存添加物名簿」から消除することとした。

なお、この消除予定添加物名簿の作成に伴い、消除対象となった添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている添加物及び製造基準が定められている添加物について、当該規格又は基準を削除する必要が生じたことから、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第 1 項に基づき、薬事・食品衛生審議会に諮問を行った。

2. 規格基準の削除を伴う消除予定既存添加物

○成分規格の削除

N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂

○製造基準の削除

ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物

3. 審議結果

消除予定添加物名簿に残った 55 品目の既存添加物については、使用実態がないと考えられることから、既存添加物名簿から消除して差し支えない。なお、消除に伴い、成分規格が定められている 2 品目及び製造基準が定められている 3 品目について、「食品、添加物等の規格基準」から削除することが適当である。

(別添1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目 (25 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクトン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカシミア抽出物	
10	187	焼成カルシウム	消除予定添加物はうに 殻由来のみ
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルローズ	
23	410	レッチュデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

(別添2) 既存添加物名簿から削除する品目 (55品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	サザ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレログラム	
25	197	スフィンゴ脂質	削除予定添加物はウシの脳由来のみ
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	レソルボース	
29	226	タンニン (抽出物)	削除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮由来のみ
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

33	249	ドクダミ抽出物	
34	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
35	268	ニガキ抽出物	
36	271	ニストース	
37	273	ニューコウ	
38	275	ニンニク抽出物	
39	281	パフィア抽出物	
40	288	ヒキオコシ抽出物	
41	295	ヒメマツタケ抽出物	
42	296	ピメンタ抽出物	
43	331	ヘスペレチン	
44	335	ベニノキ末色素	
45	339	ペパー抽出物	
46	348	ハウセンカ抽出物	
47	349	ホコッシ抽出物	
48	372	メチルチオアデノシン	
49	377	モウソウチク炭抽出物	
50	385	モリン	
51	386	モンタンロウ	
52	388	油煙色素	
53	389	ユーカリ葉抽出物	
54	412	レモン果皮抽出物	
55	419	ワサビ抽出物	

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

- 住居表示を実施した件(総務一九三〇)
- ノクム道路建設センター機能強化計画のための贈与に関する件(外務二四九)
- 森林保全計画のための贈与に関する件(同二五〇)
- 淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する件(同二五一)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する件(同二五二)
- ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する件(同二五三)
- 消除予定添加物名簿を作成する件(厚生労働二二五)

- 登録調査機関の調査業務を行う事務所
の所在地を変更する件(特許庁三)
- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛九七)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律
の規定により登録住宅性能評価機
関の役員の氏名等を変更した件
(中部地方整備局七九)

(国会事項)

(人事異動)

法務省

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

紛失された外交官等身分証明書の無効
について (外務省)

国家試験

平成二十二年建築基準適合判定資格者
検定の施行について (国土交通省)

(資料)

閣議決定等事項

(公 告)

諸事項

官庁
司法審士養成処分、特定地域整備事業
業・農用地整備事業の工事完了関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

告示

○総務省告示第九十三号
住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百
十九号)に基づき、次のとおり住居表示が実施さ
れた。

- 平成二十二年五月十八日 総務大臣 原口 一博
- 一 団体名 愛知県蒲郡市
 - 二 実施期日 平成二十一年四月一日
 - 三 実施区域
柴町 名 住居表示実施前の町名等
柴町の一部
 - 一 団体名 広島県広島市
 - 二 実施期日 平成二十年四月十一日
 - 三 実施区域
安佐南区の一部
山本新町四丁目 名 住居表示実施前の町名等
山本新町五丁目 名 山本町の一部
 - 一 団体名 和歌山県田辺市
 - 二 実施期日 平成二十年四月二十一日
 - 三 実施区域
上の山二丁目 名 住居表示実施前の町名等
元町の一部
 - 一 団体名 広島県広島市
 - 二 実施期日 平成二十年五月十九日
 - 三 実施区域
安佐南区の一部
伴南五丁目 名 住居表示実施前の町名等
沼田町の一部、佐伯区五日
市町の一部
 - 一 団体名 広島県広島市
 - 二 実施期日 平成二十年五月二十二日
 - 三 実施区域
佐伯区の一部
海老園三丁目 名 住居表示実施前の町名等
海老園三丁目の一部

○外務省告示第二百五十一号
平成二十二年五月四日にウランパートルで、淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 淡水資源・自然保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 七億五千六百万円

3 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで

4 署名者

日本側 城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側 ゴンボジャブ・ザンダンシャタル
外交・貿易大臣

平成二十二年五月十八日
外務大臣 岡田 克也

○外務省告示第二百五十二号
平成二十二年五月四日にウランパートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 二億四千七百万円

3 贈与の供与期限 平成二十七年十二月三十一日まで

4 署名者

日本側 城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側 ゴンボジャブ・ザンダンシャタル
外交・貿易大臣

平成二十二年五月十八日
外務大臣 岡田 克也

○外務省告示第二百五十三号
平成二十二年四月二十八日にビサウで、ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 八億六千五百万円

3 署名者

日本側 齊藤隆志在ギニアビサウ大使

国際連合児童基金側 ジョフ・ウィフィン在ギニアビサウ事務所代表

平成二十二年五月十八日
外務大臣 岡田 克也

○厚生労働省告示第二百五十五号
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一十号)附則第三案の第三項に規定する消除予定添加物名簿を作成したのと同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十八日
厚生労働大臣 長妻 昭

消除予定添加物名簿
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一十号)附則第三案の第三項の規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿(平成八年厚生省告示第百一十号)からの消除を予定している添加物の名称は、次のとおりである。

- 一 N-アセチルグルコサミン
- 二 アラビノガラクトン
- 三 アルカネット色素(アルカネットの根から得られた、アルカニンを主成分とするものをいう。)
- 四 アロエバラ抽出物(アロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)
- 五 イモカロテン(サツマイモの塊根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。)
- 六 エゴノキ抽出物(アソクコウノキの分泌液から得られた、安息香酸を主成分とするものをいう。)
- 七 エラグ酸
- 八 オキアミ色素(オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)
- 九 オリゴN-アセチルグルコサミン
- 十 オリゴグルコサミン
- 十一 カカオ殻末色素(カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
- 十二 ガストリックムチン(母乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいう。)
- 十三 カテキン
- 十四 カニ色素(アメリカザリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)
- 十五 キダチアロエ抽出物(キダチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)
- 十六 キハダ抽出物(キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。)

十七 ゲッターハンカン(ゲッターハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリン酸を主成分とするものをいう。)

十八 グリーンタン

十九 クワ抽出物(クワの根茎の皮から得られた、スチルベン誘導体及びフラボノイドを主成分とするものをいう。)

二十 ゲンチアナ抽出物(ゲンチアナの根又は根茎から得られた、アマロゲンチン及びゲンチオピクロン酸を主成分とするものをいう。)

二十一 酢素処理カンゾウ(カンゾウ抽出物(ウラルカンゾウ、チウワカンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものをいう。)

二十二 シクロロデキ

二十三 酢素処理ハトムギ抽出物(ハトムギの種子を酢素分解して得られたものをいう。)

二十四 コーバル樹脂(コーバルの分泌液から得られた、アガテンジカルボン酸を主成分とするものをいう。)

二十五 コバルト

二十六 ゴム分解抽出物(ゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、低分子ゴム(第四十六号の低分子ゴムをいう)を除く)から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。)

二十七 コメヌカ酢素分解物(脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とするものをいう。)

二十八 ササ色素(ササの葉から得られた、クロロフィルを主成分とするものをいう。)

二十九 サトウキビロウ(サトウキビの茎から得られた、パルミチン酸ミリスルを主成分とするものをいう。)

三十 サンダラック樹脂(サンダラックの分泌液から得られた、サンダラコピマール酸を主成分とするものをいう。)

三十一 シコン色素ムラサキの根から得られた、シコンを主成分とするものをいう。)

三十二 ジャマイカカッシア抽出物(ジャマイカカッシアの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオクアシンを主成分とするものをいう。)

三十三 焙成カルシウム(うに殻を焙成して得られた、カルシウム化合物を主成分とするものに限る。)

三十四 スクレロガム(スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

三十五 スフィンゴ脂質(ウシの脳から得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものに限る。)

三十六 セサモリン

三十七 セスパニアガム(シロコチウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

三十八 ソルバ(ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

三十九 ソルビンハ(ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

四十 レーソルボース

四十一 ダニン(抽出物)(クリの液皮又はタマリンドの種皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものに限る。)

四十二 ダンマル樹脂(ダンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

四十三 チャ種子サボニン(チャの種子から得られた、サボニンを主成分とするものをいう。)

四十四 チルテ(チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

四十五 ツヌ(ツヌの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

四十六 低分子ゴム(パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

四十七 電気石

- 四十八 動物性ステロール(魚油又はランリン)に高級の毛に付着するろ過物質から得られた、高級アルコロールとターピドロキシンのエステルを主成分とするものをいう。)
- 四十九 ドクタミ抽出物(下クタミの葉から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。)
- 五十 トリアシルグリセロールリパーゼ
- 五十一 ニガキ抽出物(ニガキの幹皮又は樹皮から得られた、クアシンを主成分とするものをいう。)
- 五十二 ニガキグッタ(ニガキグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリン酸を主成分とするものをいう。)
- 五十三 ニガキ抽出物(ニガキの全厚から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)
- 五十四 ニストリス
- 五十五 ニコウコウ(ニコウコウの分泌液から得られた、α-ボスウェリン酸及びβ-ボスウェリン酸を主成分とするものをいう。)
- 五十六 ニンニク抽出物(ニンニクのりん茎から得られた、アリルスルフィドを主成分とするものをいう。)
- 五十七 パフィア抽出物(パフィアの根から得られた、エクスステロイド及びサボニンを主成分とするものをいう。)
- 五十八 ヒキオコシ抽出物(ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメインを主成分とするものをいう。)
- 五十九 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)
- 六十 ビメンタ抽出物(ビメンタの果実から得られた、オイゲノール及びチモールを主成分とするものをいう。)
- 六十一 ヘスペレチン
- 六十二 ペニノキ末色素(ペニノキの種子から得られた、ノルピキシン及びピキシンを主成分とするものをいう。)
- 六十三 ペネズエラチクル(ペネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリン酸を主成分とするものをいう。)
- 六十四 ペパー抽出物(コショウの果実から得られた、フェルペリン類を主成分とするものをいう。)
- 六十五 ホウセンカ抽出物(ホウセンカの全草から抽出して得られたものをいう。)
- 六十六 ホコツシ抽出物(ホコツシの種子から得られた、パクチオールを主成分とするものをいう。)
- 六十七 マッサランドパチョコレート(マッサランドパチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリン酸を主成分とするものをいう。)
- 六十八 マッサランドパチョコレート(マッサランドパチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリン酸を主成分とするものをいう。)
- 六十九 メチルチオアデノシン(サツカロミセスから得られた、五-デヒドロキシ-5-メチルチオアデノシンを主成分とするものをいう。)
- 七十 モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたものをいう。)
- 七十一 モリン
- 七十二 モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とテトラコシルトリアコクタニルアルコール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)
- 七十三 油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
- 七十四 ユーカリ葉抽出物(ユーカリの葉から得られた、β-ジケトン系を主成分とするものをいう。)
- 七十五 リンターセルロース(ワタの単毛から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。)
- 七十六 レッチュデバカ(レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)
- 七十七 レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)
- 七十八 レモン果皮抽出物(レモンの果皮から得られた、ゲラニオール及びシトラールを主成分とするものをいう。)
- 七十九 ロシディンハ(ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリン酸を主成分とするものをいう。)
- 八十 ワサビ抽出物(ワサビの根茎又は葉から得られた、イソチオシアナート系を主成分とするものをいう。)

○特許庁告示第三号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二十二年法律第三十号)第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十二年五月十八日
特許庁長官 細野 哲弘

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第一(一)号	一般財団法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場一丁目2番15号 深川ギヤザリア ウエスト3棟 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波一丁目26番1号 サンハイツ大和第一ビル

○防衛省告示第九十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年五月十八日
防衛大臣 北澤 俊英

日時 平成二十二年六月一日から平成二十二年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域 硫黄島東方の次の(ア)から(イ)までの四地点を順次結んだ線及び(ロ)の地点と(イ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯一八度一五分一五秒
東経一四六度一四分四七秒
(イ) 北緯一七度五五分一六秒
東経一四七度三七分四七秒
(ロ) 北緯一五度〇分二六秒
東経一四七度五五分一五秒
(ハ) 北緯一七度五五分一五秒
東経一四四度五七分四八秒
その他 自衛艦八隻
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第七十九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成二十二年法律第八十一号)第十条第一項の規定により、

登録番号	中部地方整備局長 富田 英治
一	登録番号 中部地方整備局長 4
二	登録住宅性能評価機関の氏名又は名称 財団法人要知県建築住宅センター
三	役員(一)の氏名の変更 変更前 野田 泰弘、林 篤 変更後 越智 洋、勢力 常史
(2)	変更年月日 平成二十二年四月一日
四	評価員の氏名の変更 変更前 小野田博志 変更後 小野田博志
(2)	変更年月日 平成二十二年四月二十日
五	評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更 変更前 藤原 博道 変更後 兼氏 康博
(2)	変更年月日 平成二十二年五月一日

中部地方整備局告示第七十九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成二十二年法律第八十一号)第十条第一項の規定により、

